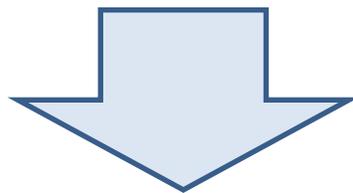


事務局説明資料

平成28年6月8日
金融庁総務企画局

決済高度化官民推進会議について

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組みを実行していくことが重要。
- 昨年末、金融審議会「決済業務等の高度化に関するWG」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組みを官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。



WG報告書で示された課題（アクションプラン）の実施状況をフォローアップし、決済業務等の高度化に向けた取組みを継続的に進めるため、金融界・産業界・個人利用者・行政など決済に関わる幅広いメンバーが参画する、官民推進会議を設置。

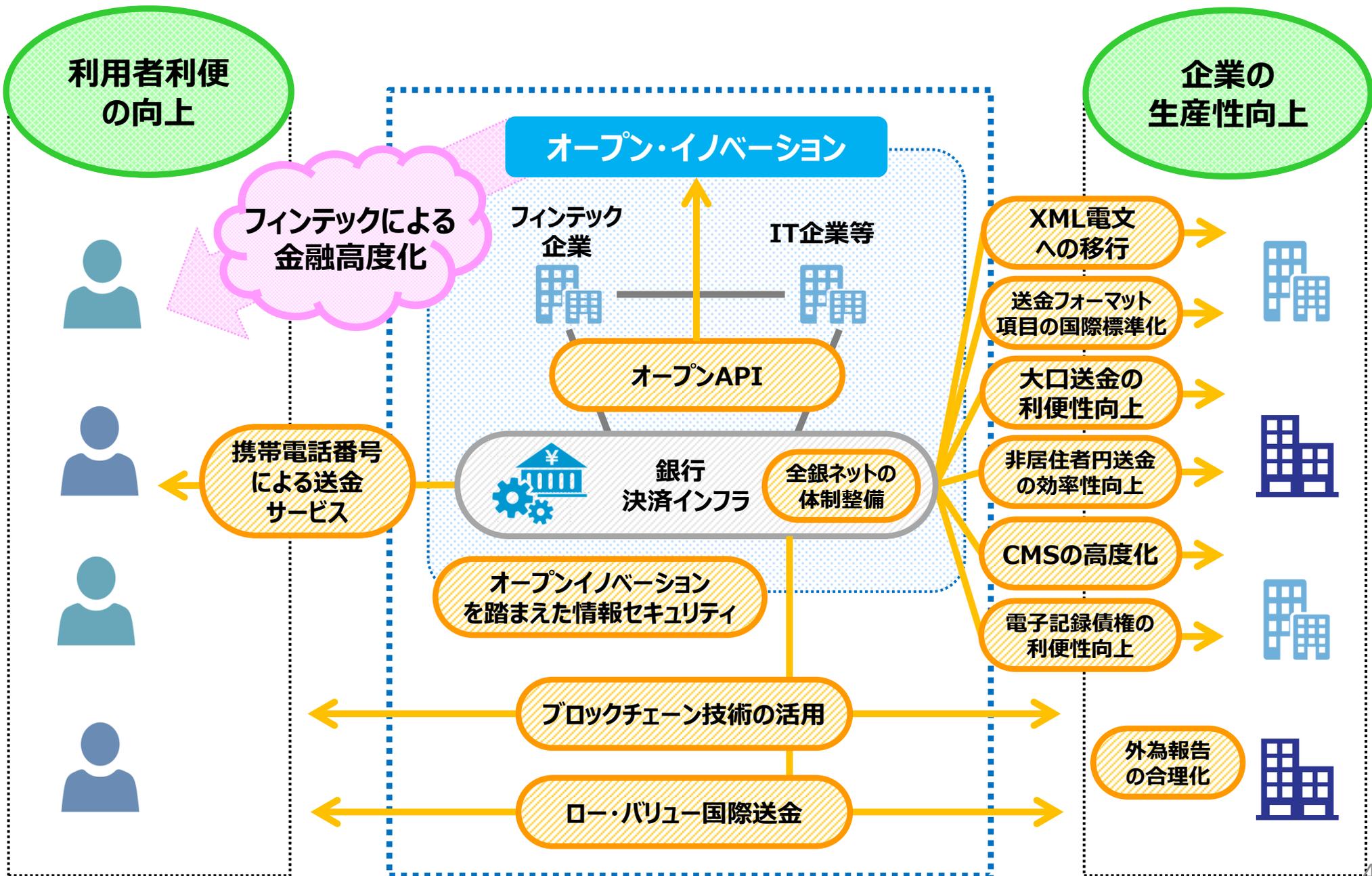
	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
リテール分野 – 金融・IT融合に対応した決済サービスのイノベーション						
金融・ITイノベーションに向けた新たな取組み						
[複数銀行による携帯電話番号による送金サービス]		2015年度より検討				
[ブロックチェーン技術の活用等に関する検討]		2015年度より検討	2016年度中に報告とりまとめ			
[オープンAPIのあり方に関する作業部会]		2015年度中に設置	2016年度中に報告とりまとめ			
業務横断的な法体系の検討		検討				
ITの進展等を踏まえた現行制度の見直し		制度の見直し				
ホールセール分野 – 企業の成長を支える決済サービスの戦略的な高度化						
邦銀のCMS高度化等		特に主要行における取組みの推進				
		貸金業規制の適用関係の見直し				
外為報告の合理化等		制度面の対応や取扱いの合理化を検討				
地方自治体における電子記録債権の活用		早期に活用が図られるよう積極的に取り組む				
電子記録債権の利用者利便向上		実効性ある方策に向け、早急に検討				
[記録機関での債権移動を可能とする制度整備等]		制度の整備				
[でんさいファクタリングの導入]		遅くとも2016年度中に一部金融機関で導入				
電子記録債権制度の海外展開		事業化に向けた取組みを展開				

	FY2015	FY2016	FY2017	FY2018	FY2019	FY2020
決済インフラ – 利用者利便の向上と国際競争力強化のための5つの改革						
決済インフラの抜本的機能強化						
[改革1：XML電文への移行]				2018年頃を目途に、新システムを構築・サービス開始	2020年までにXML電文に全面移行*	
						* 企業間送金が対象
国内外一体の決済環境の実現等						
[改革2：送金フォーマット項目の国際標準化]		国際送金フォーマットによる国内送金サービスの提供	2016年度中を目途に「単一化」の論点整理			
[改革3：「ロー・バリュー国際送金」の提供]				2018年を目途にサービス提供		
[改革4：大口送金の利便性向上]				早期に結論		
[改革5：非居住者円送金の効率性向上]				早ければ2016年度中に全銀システムでの取扱いを開始		
情報セキュリティのあり方						
情報セキュリティのあり方に関する検討				検討		
仮想通貨に関する制度のあり方						
仮想通貨に関する規制の導入				制度を整備		
継続的取組みに向けた体制整備						
継続的取組みに向けた体制整備				官民挙げての実行のための体制の整備／取組みのフォローアップ／継続的な課題・行動の特定／		

決済高度化官民推進会議においてフォローアップしていくことが考えられる主要事項

① XML電文への移行
② 送金フォーマット項目の国際標準化
③ ロー・バリュー国際送金の提供
④ 大口送金の利便性向上
⑤ 非居住者円送金の効率性向上
⑥ 携帯電話番号による送金サービスの提供
⑦ ブロックチェーン技術の活用等に関する検討
⑧ オープンAPI のあり方に関する検討
⑨ 全銀ネットの体制整備
⑩ 電子記録債権の利便性向上
⑪ 邦銀のCMS高度化
⑫ 外為報告の合理化等
⑬ 情報セキュリティのあり方に関する検討

(参考) アクションプランの全体像



「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）（抄）

2-2. 活力ある金融・資本市場の実現

(1) 新たに講ずべき具体的施策

ii) FinTech をめぐる戦略的対応

近年、FinTech と呼ばれる金融・IT 融合の動きが進展しており、金融業・市場に変革をもたらしつつある。利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、IT の進展を金融分野に取り込むこと等により、金融サービスの高度化を図り、利用者利便の向上や我が国経済の成長力強化に繋げていくことが重要である。こうした観点から、以下の施策を講ずる。

① FinTech による金融革新の推進

世界をリードする海外展開も視野に入れた日本発の FinTech ベンチャーを創出し、利用者目線に立った金融サービスの革新を目指す。こうした観点から、産・学の幅広い領域の人材により先進的アイデアが生み出され、エクイティ性の資金供給等によりバックアップされながら、FinTech 企業が成長していくための環境（FinTech エコシステム）の形成を進める。このため、FinTech をめぐる課題等を検討する「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」での議論を踏まえつつ、多様な領域の人材の連携が図られる場の構築や海外の関係者との国際的なネットワーク形成等に向けた施策を推進する。

金融高度化を推進するため、企業間の銀行送金電文を、2020 年までを目途に国際標準である XML 電文に移行し、送金電文に商流情報の添付を可能とする金融 EDI の実現に向けた取組を進める。また、中小企業等の生産性向上や資金効率（キャッシュコンバージョンサイクル：CCC）向上など、XML 電文化の効果を最大化する観点から、産業界及び経済産業省において、金融 EDI に記載する商流情報の標準化について、本年中に結論を出す。

さらに、安価で急がない国際送金（ロー・バリュー送金）を実現する新たな仕組みの提供、情報セキュリティに留意しつつ銀行システムと連携した多様な金融サービスの創出を可能とする銀行システムの API（接続口）の公開及びブロックチェーン技術などの新たな金融技術の活用について、官民連携して検討していく。また、キャッシュ・マネジメントの高度化に向けた環境整備を進める。このため、これらの取組を官民挙げて実行していく体制を整備する。

② FinTech の動きへの制度的な対応

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律を施行し、金融機関と金融関連 IT 企業等との連携強化等のための環境整備を推進する。さらに、FinTech の更なる展開等も見据え、利用者保護や不正の防止等の観点も踏まえつつ、金融関係の制度面の課題について、金融審議会において引き続き検討を行う。その中で、FinTech 企業と金融機関の連携等の今後の発展の方向性を十分に見据えるとともに、現行の銀行代理業制度との関係等にも留意しつつ、FinTech 企業と金融機関の関係をめぐる法制の在り方等についても、検討を進める。また、イノベーションを促す新たな規制・制度環境整備を実現するため、クレジットカード分野において、技術力・信頼度の高い決済代行業者に新たに法的な位置付けを与えることにより、独自の IT 技術をいかしてネット取引の利便性向上等を図るため、必要な法制上の措置を講ずる。